

| | |
|--|--|
| 備考 | |
| ----- ----- ----- ----- ----- | |
| 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 研修センター 03(3234)4691 | |
| 注意事項 | |
| 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 | |
| 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 | |
| 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 | |
| 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 | |
| 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。 | |